

いのちと健康を守る赤十字活動

令和6年能登半島地震災害における赤十字救護班の活動



石川県立輪島高等学校にて巡回診療を行う大阪日赤救護班



珠洲市総合病院にて救急外来で処置



輪島市門前町にて情報収集



輪島市立大屋小学校にて



矢田郷地区の避難所にて

日本赤十字社大阪府支部は、1月2日に日赤災害医療コーディネートチームを派遣。その後、当支部の災害対策本部要員と大阪赤十字病院の医師・看護師・事務職員10名で構成された救護班を被災地に派遣し、輪島市からの要請で避難所の巡回診療を行うとともに、感染症対策の指導をおこなっています。



世界中で活動する

世界中の災害や紛争、病気などに苦しむ人々を救うため、赤十字のネットワークを活かして、緊急時の救援や復興支援、予防活動に取り組みます。



高度医療を提供する

大阪赤十字病院・高槻赤十字病院では、日々のいのちと健康を守るため総力を挙げて診療しています。



ボランティアに取り組む

地域に根付いた活動や特定のスキルを活かしたボランティア活動を展開しており、災害時にも活動します。



子どもが気づき、考え、実行する

青少年赤十字では、いのちと健康への学びと理解を深めるプログラムを展開し、人を思いやる気持ちを育てています。



いのちと健康を守る知識と技術の普及

自助共助の取り組みを促進するため、救急法をはじめ、府内各地で様々な講習を開催しています。



いのちを繋ぐ献血

府内各地の献血会場では、多くの高校生が献血の呼びかけに取り組んでいます。

表彰制度の概要

赤十字活動資金のご協力に対して、次のとおり表彰制度を設けています。

特別社員	毎年(2,000円以上)または一時・数次で20,000円以上
支部長表彰状	一時または累計で100,000円以上
銀色有功章	一時または累計で200,000円以上
金色有功章	一時または累計で500,000円以上

※上記の表彰のほか、その金額に応じて国の表彰申請の手続きをしております。
詳細は支部までお問い合わせください。



▲銀色有功章
(個人・法人用ケース)

▲金色有功章個人
(法人はケース)

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は確定申告することで、個人の所得税や企業の法人税の控除を受けられます。

個人の場合

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

法人の場合

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。